

鶴居村指令第296号

浄化槽清掃業許可書

令和6年3月31日

釧路衛星株式会社
代表取締役 斎藤 剛史 様

鶴居村長 大石 正行



令和6年3月31日付けで申請のあった浄化槽清掃業について、次のとおり許可します。

1 許可の期限 令和6年4月1日より
令和8年3月31日まで

2 条件

- (1) 上記のほか浄化槽法並びに鶴居村廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の関係法令を遵守すること。
- (2) 廃棄物汚泥処分の方法又は設備器具機材等については、村長の指示に従うこと。
- (3) 以上の条件に反したときは許可を取り消すものとする。